

第七回国会 衆議院 電氣通信委員會會議錄 第十号

昭和二十五年三月二十四日(金曜日)

午後一時二十八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事中村 純一君

理事橋本 登美三郎君 理事松本 善壽君

理事受田 新吉君 理事江崎 一治君

理事今井 耕君

中馬 辰猪君 降旗 徳弥君

出席國務大臣

電氣通信大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

電氣通信監 山下知二郎君

電氣通信事務官 (大臣官房) 楠瀬 熊彦君

電氣通信事務官 (人事部長) 花岡 薫君

電氣通信事務官 (業務部長) 周知調 查部長 網島 毅君

電氣通信事務官 網島 毅君

委員外の出席者 専門員 吉田 弘苗君

三月九日

委員中村寅太郎君辭任につき、その補

欠として河口陽一君が議長の指名で

委員に選任された。

三月十五日

委員松本善壽君辭任につき、その補

欠として坂本實君が議長の指名で委

員に選任された。

三月十六日

委員淺香忠雄君及び坂本實君辭任に

つき、その補欠として山口喜久一郎

君及び松本善壽君が議長の指名で委

員に選任された。

三月九日

委員中村寅太郎君辭任につき、その補

欠として河口陽一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十三日

委員飯塚定輔君辭任につき、その補

欠として押谷富三君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十四日

委員押谷富三君辭任につき、その補

欠として飯塚定輔君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

飯塚定輔君及び松本善壽君が理事に

補欠当選した。

同日

理事米窪滿亮君及び河口陽一君の補

欠として受田新吉君及び今井耕君が

理事に補欠当選した。

三月九日

衣川村に電話架設の請願(小澤佐重

喜君外一名紹介)(第一二五八号)

十文字町を境田町市内通話区域に編

入の請願(飯塚定輔君紹介)(第一二

七四号)

電波法案中一部修正並びにアマチュ

ア無線許可に関する請願(中村純一

君紹介)(第一三二〇号)

同月十三日

青笹村に電話架設の請願(野原正勝

君紹介)(第一四二七号)

芳川局の電話を浜松局に変更の請願

(竹山祐太郎君紹介)(第一四九三号)

の審査を本委員会に付託された。

同月九日

函館電報局庁舎建設促進の陳情書

(函館市議會議長山崎松次郎)(第五

七四号)

を本委員会に送付した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

連合審査會開會に関する件

電波法案内閣提出第五号)

放送法案内閣提出第六号)

電波監理委員會設置法案(内閣提出

第七号)

電波法案中一部修正並びにアマチュ

ア無線許可に関する請願(中村純一

君紹介)(第一三二〇号)

〇委員長 これより電氣通信委員會

を開きます。

まず理事の補欠選任についてお諮り

いたします。去る二月二十七日理事米

窪滿亮君、三月二日理事河口陽一君、

三月七日理事中村又一君、三月十五日

理事松本善壽君、昨二十三日理事飯塚

定輔君がそれぞれ委員を辭任されまし

た。そのうち河口陽一君、松本善壽君、

飯塚定輔君は委員に再び選任されては

おりますが、理事の欠員は結局五名と

なっております。この際その補欠を委

員長において御指名いたしたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇委員長 御異議なしと認め、さよ

う決します。

本日都合によりまして、欠員五名の

うち四名だけ補欠選任いたすことにし

まして、他は留保いたします。では飯塚

定輔君の補欠として飯塚定輔君を、松

本善壽君の補欠として松本善壽君を、

米窪滿亮君の補欠として受田新吉君

を、河口陽一君の補欠として今井耕君

を、理事に御指名いたします。

〇委員長 次に、連合審査會開會に

つきましてお諮りいたします。ただい

ま大蔵委員會におきまして審査中の、

米國対日援助見返資金特別會計からす

る電氣通信事業特別會計及び国有林野

事業特別會計に対する繰入金並びに日

本国有鐵道に対する交付金に関する法

律案中、電氣通信事業特別會計に対す

る繰入金に関する部分は、御承知の通

り米國対日援助見返資金を電氣通信事

業における電信電話等の建設改良費の

財源に使用するために、電氣通信事業

特別會計へ百二十億圓を繰入れるため

の法的措置を講ずるとともに、その繰

入れを受けた金額については、電氣通

信特別會計において国有資本の増加と

して経理せしめるための必要な規定を

設けようとするものであります。本委

員會におきまして、この法律案につ

いて大なる関心を有しますので、大蔵

委員會と連合審査を行いたいと存する

のであります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇委員長 御異議なしと認め、さよ

う決します。

なお同委員會間の協議が整いまし

て、連合審査會を開くことになりました

ましたら、大蔵委員長とも協議いたし

ました上で、あらためて開會日時をお

知らせいたします。

〇委員長 これより請願の審査に入

ります。

電波法案中一部修正並びにアマチュ

ア無線許可に関する請願、中村純一君

紹介、文書表番号第一三二〇号を議題

とし、紹介議員の説明を求めます。中

村純一君。

〇中村(純)委員 本請願の要旨は、ア

マチュア無線局は他の無線局とまったく

異なる目的、性格を持つものである

から、電波法案の審議においては、

左の條項を考慮されたいというのであ

ります。その一つは、アマチュア無線

は一面実験研究をも目的とするもの

で、一般無線局のように固定した同一

の装置を、長年月にわたって使用する

ことではない。従つて詳細な工事設計書

の提出、機器検査等の手續は省略し、

資格検定出願及び免許のみの手續段階

とすること、その二、同無線局は非常

利的であるから、多額の検定検査料の

徴収や工事費、運用費の支弁方法の調

査は、これを廃止することなどであり

ます。この請願の趣旨はただいま申し

上げましたごとくでありまして、しご

くもつとも思われるものでございま

すので、何とぞ御審議の上御採択あら

んことをお願いする次第であります。

〇委員長 本請願の御趣旨は、目下

審査中の電波法案にかかるものであり

まして、その趣旨は十分参酌の上、法

案の審査にあたりたいと存じます。

〇委員長 前會に引続き電波法案、

放送法案及び電波監理委員會設置法案

を一括議題とし、質疑を続行いたします。江崎一治君。

○江崎(一)委員 二月二日付の政府資料によりますと、本年の一月の二十五日まで民間放送の許可申請が約四十件余り出ておりますが、資本金別にいたしますと、一番大きなものが一億八千万円、これはセントポールの放送局であります。一番少いのは二十万円という北海道広告事業株式会社というのがあります。また電力の点から見ますと、最も大きな放送局は十キロワット、最も小さいのが百ワット、こういうふう

う点については、私も全然考えがないわけではございませんから、私的な都合あるいは個人的にお話をする時期があるいはあるのじやないかと思つております。

○江崎(一)委員 放送法案の第五條に「国際放送は、国際親善を害するものであつてはならない」という項目がありますが、それは国内放送ではどういうような場合でしょうか。

○小澤國務大臣 質問の趣意がはつきりいたしません。国際放送に關する限り国際間の親善を害していけないことはもちろんであります。国内關係には、国内の治安とか、あるいは国内の政治經濟に著しく變動を來すようなことがあつてはいけないという趣旨でお聞きになつたすれば、やはりその精神は国内にも規定がなくとも、當然なことであると思つております。

○江崎(一)委員 今一々例をあげるということはいたしません。そのどれが悪い、これが悪いということに申し上げませんけれども、現在の日本放送協會の放送内容が、非常に反ソヴェットであるということが言えると思つて、その点につきましても大臣は、これについて注意するといふお考えは持つておられないでしょうか、お伺いしたい。

○小澤國務大臣 現在の放送プログラムに反ソヴェットの色彩があるかどうか。第一この問題については私はあるとは考へておりません。従つて具体的に御指摘等がございしますれば、私の権能の許す範囲においては、どういふことでもいたしますけれども、今前提としてそういう放送が行われておるものとして考へておりません。従つてその次の処置をどうしようといふことももちろん

考へておりません。

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

○小澤國務大臣 實例と言われまします。これはたくさんあると思つた。この場合は時間が長くなりますから、この次の機会に譲りたいと思つた。けれども、その点特に國際的に、日本は非常にデリケートな状態にあるといふことを考への上、こういうまづい点があつたら御注意を願ひたいと思つたので

民主主義と、現在政府の考へておる民主主義とは、あるいは根本的に違ふかもしれない。しかしながらおおよそわれわれの考へておる民主主義は、国民の過半数がこころすことがいひのたいうことを、完全に行われることを理想としたておるもので、この内閣がワン・マン・パーティーであると何か、いろいろ／＼なことを言われま

けれども、やることは国民の総意、少くとも絶対過半数の国民の支持によつて政策を行つておるのでありますから、そういうことを多数でやつたことが、民主主義に反するといふやうなことは、全然考へておりません。従つてこの内閣で支持することも、民主主義に適合するものであるし、また支持された人が、いわんや政党には関係の薄

い一党一派に偏しない委員をもつて構成するといふことになつておりますので、かりにほくらの所論が違つた場合でも、なお慎重な考慮の上に人選を行ふことによつて、よりよく民主的になるものと考へております。

○江崎(一)委員 これ以上大臣と民主主義論争をやろうとは思いません。これはあとの機会に譲るといたしまして、次には放送法案の第九條の四号に「放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること」とありまして、この研究施設といふのは、いわゆる技術的な研究施設と文化的な研究と両方あると思ひますが、その点はどういうやうなお考へなんですか。

○小澤国務大臣 この研究施設といふことは、單に機械的な科学的な考慮ばかりでなく、さらにプログラムの編成等をどうすることによつて、国民諸君に要望にこたへ得るかという点までつ

つ込んで、この研究施設を設置することになつております。

○江崎(一)委員 そうすると文化研究機関といふものを置くといふやうな御見解と解してよろしいですか。

○小澤国務大臣 文化研究機関といふことは、全部の文化ではなくして、放送に必要な文化の程度のもの受入れは、もちろんやるつもりでおります。

○江崎(一)委員 ボリス・ラジオのFM式の無線設備の現情はどうなつておりますか。

○網島政府委員 お答えいたします。FM式の超短波を使いましてボリス・ラジオにつきましては、国家地方警察本部におきまして、その通信網拡充の一環といたしまして、昨年の夏ごろからこの研究に着手いたしまして、私どもも電波行政を担当するといふ立場から、これに対して波長の割当、あるいは実験の認可といふことに、できるだけ協力して参つてゐるのであります。現状は第一次試作機が昨年末でございまして、それを調べた結果、あまり思

わしくない。どうも十分じやないといふところから、第二次の試作機を完成いたしました。現在その完成した、いわゆる試験に合格したものについて、試験をやつてゐるという状態でありま

す。

○江崎(一)委員 かつて人事院が、政府に対して七千八百円ベースの勧告をいたしました。これにつきまして電通省並びに郵政省関係の労働者の実態調査をなされたか。そうしてこの七千八百円ベースに対する大臣の御見解は

いかがですか。

○小澤国務大臣 この問題は、すでに私個人の見解ではなくして、政府全般

として、総理大臣の施政方針演説にもあり、また本会議で各党からの質問演説にも答へてゐる通り、賃金そのものというよりも、日本の現在置かれた経済財政全般の面から見ると、賃金を上げたいといふことは適當でないといふ結論を政府が持つております。しかしながら公務員諸君が現在で満足する程度の生活水準に行くやうな名目賃金をもらつてゐるかどうかといふことについては、これは必ずしも満足すべきものではないのであつて、それをカバーするたに、われ／＼が得るだけ

努力をいたしまして、この不調和を調和させようと思つております。

○江崎(一)委員 政府は給与白書で、大體全公務員の平均給与が、諸手当をまけて七千四百円ぐらいになると言つてゐるのですが、電通、郵政関係はどれくらいになりますか。

○橋本政府委員 電氣通信省といたしましては、本給だけで申し上げますと大體六千三百円ベースでございまして、それに超過勤務手当であります。か、特殊勤務手当、それから超過勤務の中におきまして、特にキティ台風の場合でございまして、あるいはほかの特殊の事件が起りまして、そのために出す特殊の増額の超過勤務手当、そういうものを全部入れまして、大體七千二、三百円程度にならうかと存じております。

○江崎(一)委員 またこの政府の給与白書には、いろいろ節約をやつて、年末給與を出すといふやうにいつてお

りますが、これは将来のことだから推測するのはむづかしいかしらぬけれど、その点はどういうふうに考へてお

りますか。

○小澤国務大臣 たいま申し上げました通り、政府の考へでは、できるだけ、公務員の希望に近い、たとい名目賃金でも措置したいといふことは考へておりますが、今年度の予算におきましては、もうすでにその面に

おきまして、二十五年度の予算の面では、御承知のやうに超過勤務手当等二十四年度に比較して、多く計上してあります。またそればかりではなく、たとえば欠員を補充しない、その分を昇給に充てるとか、あるいは年末の賞與を出すといふやうな、いろいろ／＼なことが考へられておりますが、いずれも確定案ではなくして、たとい幾分なりとも、何とかして公務員諸君の實際上の収入を増加したい。この念慮の一環として、いろいろ／＼な説が新聞に出、また閣議でも論議されておりますが、現在の範圍内においては、いずれも確定した案は

ございせん。しかしいやくも予算案が通過し、いよく／＼予算の實施に入りますれば、それらの節約できるものは、何費はこれだけ、何費はこれだけといふやうに、具体的に細目を検討して、適切な措置を講じたいと考へております。

○江崎(一)委員 共産党の意見として、同じ政府部内の人事院の勧告を無視する態度は、非常にいけないと思ひ。ぜひ勧告を聞かなければいけないといふことを申し上げておきます。

次に、通信機の製造業界の経営者側

の話であります。電話機とか交換機とかいう通信機材の電通省の買上げ値

段が、生産原価を切る。そのために買下げが首切りをやらなければならぬやうな状態に迫り込まれたといふやうに言つておりますが、この点の御意見を伺いたい。

○榎本委員 通信機器製造業者としては、相当経営の合理化をしなければならぬ。すなわち需要に対して、戦後通信メーカ一の復興が非常に早く、設備が余つて来るといふことで、人員の整理があつたといふことをわれ／＼承知いたしておりますが、さてそれからそれは電通省で使う通信機器の値段が安いのか高いかといふ点については、これは物価庁との関係もあつて、私も最も慎重に考へておる点でござい

ます。もちろん原価を割るやうなことをよつて、日本の通信機器製造業を衰微させるやうなことも、絶対に賛成できない。価格につきましては、適正な価格といふものを常に検討してゐる次第であります。なお現在において運合会長から若干の希望意見が出ておりますが、現在のものが原価を割るやうなものであるといふやうに、ただいまここへだち結論も出ません。目下この点は検討中でございます。

○橋本(登)委員 お忙しいやうでありますから、簡単に御意見をお尋ねいたしたいと思ひます。それは本委員会には直接的な関係ではありませんが、大蔵委員会に提出せられてゐる。米國対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案の内容は、本委員会にとつては相当重要な関心を持たなければならぬやうな内容を持つております。これにつきま

大体において借入金として各会計とも使つておつたようでありませうけれども二十五年度の予算案によりますと、会計によつては、たとえば電気通信事業あるいは国有鉄道の場合はそれが繰入金となつて、自己資本の増加に加えられる。あるいは公共事業費における見返り資金の使用は、單に自己用として使つておる。こういうぐあいに二十五年年度の予算案の表面上から考えると、こういうような援助見返り資金の便の方をわけた事情について、大臣が國務大臣として内閣におけるいろ／＼の折衝の上から御見解があれば、回答を得たいと思うのであります。

○小澤國務大臣　御指摘のように、二十四年度の百二十億の見返り資金は、單純なる借入金になつております。ところが二十五年度においての百二十億は、今お話のように繰入れとして、しかも自己資金になるという勘定になつております。これは要は見返り資金の勘定というものの本質の見方がかわつた結果であると思います。すなわち二十四年度の見返り資金の勘定の見方というものは、一応これはアメリカの援助物資からこれだけ歳入が入るのでありますから、これは将来は返すべきものだという見解に立つてやつたことが、二十四年度の見返り資金の勘定の処置でありますし、二十五年度的においては、見返り資金は米國からある援助物資であつて、また米國の國民の負担によつて日本の復興に捧げた、それを具體的にはつきりするという趣旨だけで、見返り資金ができるのだというやうな観測をすることが適當になつて参つたので、これは返さぬでもよろしいのであつて、その利用の用途がはつき

りさえすればよいのだ。こういう見解から二十五年度的においては借入金ではなくて、繰入金といたしておりますが、しかもこの問題については特に江

崎君の方の共産党では、これをする点によつて日本は奴隸化するとか、あるいは植民地化するとか、あるいは電話を乗つ取られてしまうというような、いろいろの御議論もございまして、われ／＼政府としては少しもそういう心配はいたしておりませんけれども、この法案そのものによつて、今心配されておるような意見をなくするような措置を講ぜられるとすれば、私はこれに対しては反対ではありません。○橋本(登)委員　政府の大体考えておられることは、われ／＼も同感で、あえてこの見返り資金がいわゆる悪質の意味の外資導入とは考えてはおられませんけれども、なおこの法案の内容において、自己資本に関してこういうように会計措置までつきりと書かれておるのでありますが、その点、法律案がそうした各特別会計の会計技術の点にまで触れて、こうした具体的な法文を必要とするかどうか。ことに電気通信事業、あるいは日本国有鉄道においては、その帳簿価額なるものが資産の再評価をしておらない關係上、非常に僅小なる金額になつておる。そこに今次の借入金金の百二十億というものが加えられると、あえて今度の資産再評価の場合においては問題はないかもしれませんが、一応自己資本の中に加えられるということになれば、その間算定上もいろいろの困難を来しはせぬか。こういう意味においてこれは私個人の意見であります、根本的にこういう点については、明確な措置をして置く

方が、將來の立派運営の上において過ちがないのではないかと考えておりますが、これに対する大臣の御意見を伺いたいと思います。

○小澤国務大臣 お話のように、現在の電気通信事業の資産再評価はできておりません。しかしながら現実の面において予算を計上し、あるいは減価償却を出す場合においては、大体再評価をした価額、すなわち現在では一千六百億が再評価された場合の価額である

という見通しのもとに、予算的措置を請じております。従つて御承知のように建設資金の減価償却の金額は、二十五年度的においては七十余億でございます、その七十余億というものは、資産再評価された一千六百億の四分四厘に当ると思つております。そういうふう計算をする場合、あるいは計理をとる場合においては、資産再評価されたものとしてやつておりますが、現実の面に出でおりませんと、わずか二、三百億の帳簿価額しかない場合に、あと二百四十億も入るといふのは、半分の持分があるのだという感じも起つておりますので、今橋本君が言われたように、資産再評価ができた後に自己資本に入りますと、一千数百億に対する百二十億でありますから、きわめて明瞭になつて来ると思ひますので、もし国会が橋本君の意見に賛成されました、適当な修正がある場合においては、あえて政府は反対はいたしません。

○橋本(登)委員　なおもう一点お聞きしたいのですが、今度資産再評価に関する法律案が提出されますが、その中から政府資産に関するものが除かれておりますが、これはどういう事情で除かれておるか。その事情を聞きたいと

思います。

○小澤國務大臣　資産再評価の問題は、御承知の通りシャウプ勧告に基く税制措置でありまして、課税の対象となるものだけを資産再評価する趣旨であります。御承知のように国有各機関に対しては、課税の対象と一応なつておりませんので、これとは切り離して、今申し上げたような方法で、別途に資産再評価をしようという趣旨であります。

○江崎(二)委員 電波庁長官にお尋ねしたいのですが、この前ラジオ・カーについての問題があつたと思います。これは国營の移動無線の問題であると思いますが、これについて電波庁の許可なしにやつておつたという問題が起つておりますが、あれは一体どうなつたのですか。

○綱島政府委員　お答えいたしますにつきまして、問題の事件がどういう性質のものであつたかということを一応お話いたしますが、わかりやすいかと考えますので、簡単にお話申し上げたいと思います。

先ほど説明申し上げましたように、国家地方警察本部におきましては、国家製品のFMの機械をつくりまして、それを実用化しようということで、今実験をやつておるわけであります。これと並行いたしまして、昨年来アメリカから貸與されました二、三の機械を使ひまして、これも並行的に実験しておつたわけであります。先般の問題は、この二つの実験を国警として、同時にいろ／＼切りかえその他の方法によりまして、比較検討する実験を計画しておつたのであります。アメリカから貸與された機械の実験につきまして

まして、この実験はいつ行われてもさしつかえないわけにあります。ところが国産品の機械につきましては、これ

は製作者がきまりまして、習しくでき
たものについて、これをその都度許可
を得て実験するというような状態にな
つておつたのであります。過敏の問題
につきましては、こういう両方の実験
が並行的に行われておりました關係
上、その真相がどこにあるか、なかな
かつかみにくい点がございまして、私
どもといたしまして目下いろ／＼調査
して、大体的様子はわかつたのであり
ますが、この様子を申し上げますと、
国家地方警察本部といたしまして、こ
の日本で試作された機械につきまし
ては、許可があるまでは実験しないよ
うにということ、下部の実際の担当者
によくその指令を出して注意してお
たのであります。その間何か事務の
手続の行き違ひがありまして、この米
軍から貸與された機械のみならず、H
本でまだ許可になつておらなかつた機
械からも電波が出たということであり
ます。この点につきましてはまだ多少
の疑問がありまして、目下関東地方電
波管理局を通じて、極力真相の糾
明に努めておるわけであります。私ども
もいたしましては、その真相ははつ
きりいたしましたならば、電波行政上
必要な手続をとりたいというふうに考
えております。

中に警察学校がありますが、ここでは日本の警察軍隊を訓練しておるといふ感じが非常に強く受けるのです。すりとか、どろぼうとか、強盗とか、殺人とか、こういうものをとらえるのじやなくて、人民大衆が税金に苦しみ、税務署に押しかけると、この大衆に対して弾圧を加えるために練習をやつてゐる。労働組合のデモンストレーションなどに對しても、これをたたきつづけるための練習をしてゐる。こういうふうになりました。これは軍事的な性格を明確にして来たと思ふのです。そういう点が明らかにこのラジオ・カーの試験においても出ておると思ふますが、政府はこの点について特に注意される必要があると思ふ。特に電波庁の長官である責任者として、この問題を徹底的に糾明されんことを望む次第です。

○網島政府委員 私どももいたしまして、現在の国家地方警察本部が、ただいまお話のありましたような意図のもとに、いわゆる御説に従えば、電波庁を無視しておる、電波行政を無視してかかるという意向を持つておるといふことですが、そういう意向のもとに行動しておるとは考えておりません。先ほども申し上げましたように、先ほどの問題は目下判明しておりますところによります、まづたく事務的な行き違ひのようでございます。なおこのラジオ・カーの整備の問題につきましては、わが国はむしろその整備がおそきに失すると思ふのでありまして、私昨年アメリカに行つていろいろ見て参つたのでありますが、向うはこういう施設が非常に発達しております。これは社会の秩序保持のために、私どももせ

ひ必要な施設じやないかというふうに考えておる次第でございます。ただいまお説のようなふうには、私ども考えていけないということをお話申し上げたいと思ひます。

なおこの電波行政の公正妥當なやり方という問題につきましては、私ども平常念願いたしておるところでありまして、これは国家地方警察といわず、民間といわず、私どもは常に公正な行政をやつて行きたいと考えておる次第であります。

○江崎(一)委員 この前警察電話関係の全国における配線状態、敷設の状態等の資料を要求したのでありますが、それがいまだに出て来ないのですが、これはどうなつておりますか。

○中村(純)政府委員 今の御要求の資料のことですけれども、それは江崎委員個人と申しますか、委員として御要求であつたのか、委員会がその資料要求を決定したのか、ちよつと今のところ私はつきり記憶はないのであります。が、委員会が決定しないものなら、この委員会にお諮りする必要があると思ひます。

○江崎(一)委員 それは資料が正式に出て来たのであります。ところがそれがこの間も申し上げたように、まづたぐストック・リストのような資料であります。とても今度の電信電話料金法の一部を改正する法律案を審議する資料にならないのです。政府はこの立法機関が要求したものは、やはりはつきり出してくれなければいけないと思ひます。

○辻委員長 その江崎君の資料要求に對しましては、当局の方から出たように今お話でありまして、何がそれ以上

の資料でありますれば、さらに委員会においてそれ以上の資料を要求される点につきましては、お諮りして決したいと思ひます。あなたの御発言に對する資料は一応出たと思ひますので、さらにそれに不満の場合におきましては、さらにそれについて委員会として正式に要求したいと思ひますから、それをお諮りしたいと思ひます。

○江崎(一)委員 当時の資料要求の内容は、全国の警察電話の配線状況という條件で要求したのでありますが、しかしそれが條件をはずれまして、ストック・リストのようなもので報告されたわけでありまして。これは要求の條件と全然違ふわけです。これは当然政府は責任を持つて、要求通りの資料を出すべきものだと思います。そういう点において、再審議すべきものではないと思ひます。

○辻委員長 それでは、ただいまの江崎君の御要求の資料についてお諮りしたいと思ひますが、委員会として御必要があれば、委員会から正式に要求したいと思ひます。いかがでございますか。

「必要なし」と呼ぶ者あり

○辻委員長 先般配付を受けた資料で十分であるという御意見が多いようでありますから、それで御満足願いたいと思ひます。ほかにございませんか。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時十五分散会

昭和二十五年四月十三日印刷

昭和二十五年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁